

平成 26 年 2 月 17 日
建築・都市整備・道路委員会資料
都市整備局

市第 136 号議案 横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例の制定について

1 制定の趣旨

横浜市の都心臨海部の再生に関する基本的な計画の策定にあたり、学識経験者等から幅広い分野についてご意見をいただきながらプランを取りまとめるため、市長の附属機関として、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会」を設置します。

2 都心臨海部再生マスタープラン策定の考え方

人口減少・超高齢社会の到来、地球温暖化や災害に強いまちづくりへの対応など、本市を取り巻く状況が大きく変化している中で、本市の更なる成長・発展を図っていくためには、都心部の機能強化が必要不可欠です。

このため、横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区の従来の横浜都心部に、新たに東神奈川臨海部周辺地区、山下ふ頭周辺地区の 2 地区を加えた都心臨海部のマスタープランを策定します。平成 25 年度は庁内での検討を行ってまいりましたが、今後は有識者や市民の皆様など幅広くご意見を伺いながらプランを取りまとめます。

3 横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会の概要

(1) 審議内容

横浜市の都心臨海部の再生に関する基本的な計画の策定に関する事項

(2) 委員構成

学識経験者等 15 人以内

(都市計画、交通計画、エネルギー、観光及び経済分野等)

(3) 委員任期

2 年

(4) 事務局

都市整備局企画課

4 施行予定日

平成 26 年 3 月 7 日

5 今後の予定

- ・平成 26 年 3 月下旬 第一回審議会開催
- ・平成 26 年 4 月～12 月 審議会を複数回開催、答申
- ・平成 26 年度中 都心臨海部再生マスタープラン策定

<参考>

○対象エリア



○検討の方向性

横浜の都心臨海部では、最大の資源である「港」の魅力を活かし、賑わいと活力にあふれ、魅力ある世界都市の顔となるよう、文化・芸術、観光、MICEなどの取組をさらに発展させ、人や企業から選ばれるまちづくりを進めていきます。

そのため、これまでの都心の主な機能である業務や商業等の機能強化に加え、

- ・賑わいや活力を創出する機能や施設の導入
- ・回遊性の向上による都心の一体化
- ・環境への配慮やエネルギー利用の効率化

などの視点で検討し、誰もが夢や希望を抱くことのできる横浜の将来像を描きます。